

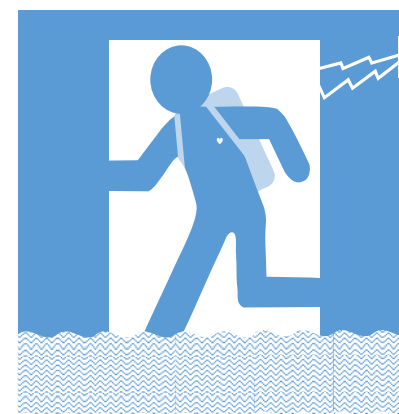
郡山市 総合的な治水対策の検討

< 報 告 書 >



【郡山市総合治水対策連絡協議会】

【 郡 山 市 】



目 次

序 章.....	- 1 -	第 3 章 施策の内容.....	- 35 -
検討にあたって.....	- 1 -	1-施策(1) 流 す.....	- 35 -
郡山市の地勢.....	- 3 -	1-施策(2) 溜める.....	- 37 -
検討の組織.....	- 5 -	1-施策(3) 防 ぐ.....	- 39 -
検討の位置づけ.....	- 6 -	2-施策(1) 備える.....	- 41 -
他計画との関係.....	- 7 -	2-施策(2) 学 ぶ.....	- 43 -
検討の目標と目的.....	- 8 -	3-施策(1) 集める.....	- 45 -
関連計画の概要.....	- 9 -	3-施策(2) 伝える.....	- 47 -
▶郡山市第五次総合計画 後期基本計画.....	- 9 -	4-施策(1) 繋がる.....	- 49 -
▶郡山市都市計画マスタープラン 2015.....	- 10 -	4-施策(2) 逃げる.....	- 51 -
第 1 章 治水対策の概要.....	- 11 -	実施主体の整理.....	- 53 -
ハード整備事業.....	- 12 -	＜施策毎の主な事業＞.....	- 54 -
(1) 排水施設のつながり.....	- 12 -	第 4 章 被災対応.....	- 55 -
(2) 河川の概要.....	- 13 -	機動的な現場の対応.....	- 56 -
(3) 下水道の概要.....	- 15 -	迅速な復旧対応.....	- 57 -
ソフト対策事業.....	- 17 -	情報の集約と検証.....	- 58 -
(1) 啓発活動.....	- 17 -	第 5 章 実現に向けて.....	- 59 -
(2) 情報発信.....	- 18 -	施策の推進.....	- 59 -
現状と課題.....	- 19 -	(1) ハード事業の推進エリア.....	- 60 -
(1) 降雨形態の変化.....	- 19 -	(2) 避難勧告等の対象エリア.....	- 61 -
(2) 都市化の進展.....	- 20 -	施策の整理.....	- 62 -
(3) 地域における活動の停滞.....	- 21 -	施策の推進に向けて.....	- 63 -
(4) その他の課題.....	- 22 -	▶まとめ（事業推進の起点）.....	- 64 -
浸水対策事業のイメージ.....	- 23 -	▶横断的な治水対策.....	- 65 -
(1) これまでの対策.....	- 23 -	▶策定案の改善・更新.....	- 66 -
(2) これからの対策.....	- 24 -	▶総合的な治水対策の指標.....	- 67 -
市民の意向調査.....	- 25 -	その他の取り組み.....	- 68 -
▶主な市民の意識・意向の調査結果.....	- 25 -	セーフコミュニティの推進.....	- 68 -
第 2 章 総合治水対策の方向性.....	- 27 -	台風や前線の接近に伴う郡山市タイムライン（防災行動計画）.....	- 69 -
基本理念.....	- 27 -	郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン.....	- 71 -
基本方針.....	- 28 -	第 6 章 参考資料.....	- 73 -
施策と目標.....	- 29 -	検討の経緯.....	- 76 -
検討の構成.....	- 31 -	実施計画事業との関係.....	- 77 -
＜施策のバランス＞.....	- 33 -	用語の解説.....	- 83 -

序 章

検討にあたって

地球温暖化などの影響による世界的な気候変動は、年々深刻化しています。近年は雨の降り方が変化し、限られた地域で短時間に激しい雨が降るいわゆる「ゲリラ豪雨」の頻発に加えて、過去に例が無いほどの大型台風の発生回数も増えています。また、人口が集中している市街地では、都市化の進展に伴い浸水被害発生リスクが高まっています。

そのような中、近年の治水対策は「減災」の考え方が主流となり、自然と対峙するのではなく自然と共存しながら被害を最小限に抑え、被災した場合にも迅速に復旧することが重視されています。

国土交通省では、既に雨の降り方のステージが変わったという認識のもとに「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」をまとめ、さらに平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨の甚大な被害から「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、平成 32 年を目途に水防災意識社会を再構築する取り組みをスタートさせました。その中で、被害の発生前からリードタイム（所要時間）を考慮した避難ができるような時系列の行動計画（タイムライン）の策定なども被害を縮小する有効な手段としてその重要性が確認されています。

郡山市（以下「本市」という。）でも、治水に関連する事業や対策を効果的に進めるために、河川改修や 雨水排水路などの整備に加えて、雨水を一時的に溜める貯留施設や、地下に涵養する浸透施設などの新たなハード事業の拡充と、ソフト対策として避難体制の強化や的確な情報伝達、土地利用の誘導による浸水リスク低減の検討、浸水想定区域の公表などの治水対策を進めています。

本検討は、治水対策をより強力に進めるために、関連するさまざまな施策を総合的に検討するものであります。

また、本市では浸水被害の軽減を早期に達成するために、国の「100 mm/h 安心プラン」登録制度を活用して「郡山市ゲリラ豪雨対策 9 年プラン」を作成しました。このプランは、平成 26 年 9 月に東北で初めての登録を受け、浸水対策事業について国からの優先的な支援を受けながら、精力的に事業の推進をしています。

最後に、本検討は、平成 25 年度からスタートした本市のまちづくりの指針である「郡山市第五次総合計画 後期基本計画」との整合を図りながら、総合的な治水対策に係る施策の方向性を示し、水害に強いまちづくりを目指していきます。



「河川に堤防が築かれたから安心なのではなく」

「大きな下水管が整備されたから安全なのではなく」

「排水ポンプ場ができたから浸水しないことではない」

そのことを理解しながら、むしろ危険性が高いからこそ対策施設があるということを再認識する必要があります。100%の安全は存在しないのです。

「河川の近くに住んでいる人は、大雨には十分注意して」

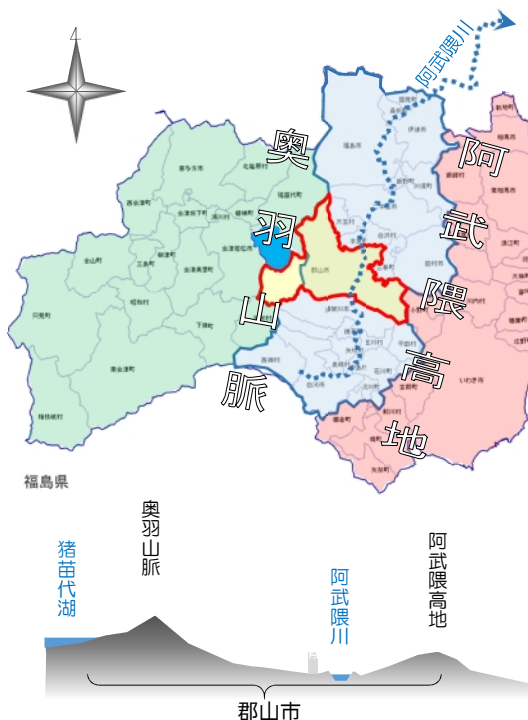
「過去に浸水した地域は、また浸水する可能性があると考えて」

その「心掛け」が、自分と周りの大切な人を守ることに繋がります。

<用語の解説>

※ゲリラ豪雨：狭い範囲で急に強く降り、わずか数十分で数十ミリもの雨量をもたらす局地的な大雨のこと。発生の把握や予測が難しく、短時間で危険な状態に達するため、避難する時間的余裕がほとんどない。

郡山市の地勢



郡山市は、福島県のほぼ中央に位置し、面積757.20km²、南北に約40km、東西に約47kmの広大な市域を有し、自然に恵まれた都市であります。

福島県の経済と産業の中心として発展を続けており、さらには、東北新幹線や高速自動車道路が縦横に走り、交通の要衝としても重要な位置にあります。



また、本市は、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈があり、それらに挟まれるように一級河川の阿武隈川が南から北へ流れております。本市の大半は、阿武隈川の流域となっており、奥羽山脈から以西の地域は、日本海へ流れ出る阿賀野川の流域となっています。

〔阿武隈川水系河川整備計画（国土交通省 東北地方整備局）出典〕

＜阿武隈川の整備概要＞

一級河川の阿武隈川は、福島、栃木両県にまたがる那須連峰に源を発し、福島県の中通り地方と宮城県の県南地方を南から北に縦貫する流路延長239kmの大河川です。本市は阿武隈川の上流部に位置し、その恩恵を受けながら発展してきましたが、一方で過去幾度となく洪水氾濫を引き起こし甚大な被害を受けてきました。

大出水を記録した昭和61年8月の台風による洪水では、阿武隈川流域で甚大な被害が発生しましたが、この時点での阿武隈川上流部の堤防完成割合は約3割ほどでした。

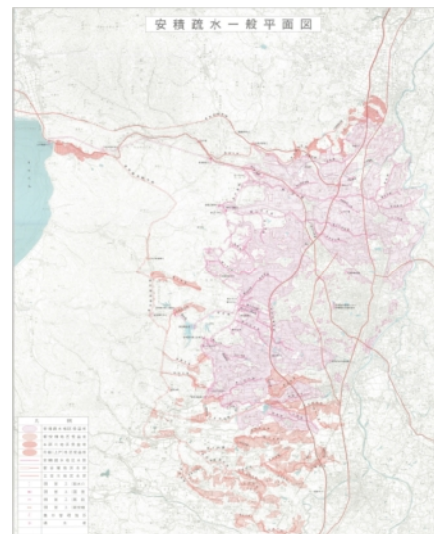
その後、幾度となく浸水被害に見舞われてきましたが、平成10年8月の台風による洪水では再び甚大な被害が発生し、これを契機に阿武隈川の中上流部では「平成の大改修」と称される河川改修事業が実施され、これにより堤防の整備が大きく進みました。

加えて、今後同程度の洪水が発生した場合にも安全に雨水を流下させることができれば、さまざまな検討がなされ、その1つとして本市の南（上流側）に位置する須賀川市に「浜尾遊水池」が整備されました。遊水池は、洪水時に川を流れてくる水の一部を一時的に溜め込み下流側へ流れる水の量を減らすことで、下流域の洪水被害を軽減させるものです。この遊水池は、平成16年11月に概成しました。

＜安積疏水の概要＞

本市の水の流れを検討する上で、安積疏水(あさかすい)は、欠かせない農業水利であります。明治時代に、水利が悪かった郡山の安積原野に猪苗代湖から水を引いた大事業であり、この安積疏水の開さくによって、本市発展の礎が築かれ、現在でも市内の至るところに農業用水を届けています。

農業用水と雨水排水を上手くコントロールすることが浸水被害の軽減につながります。



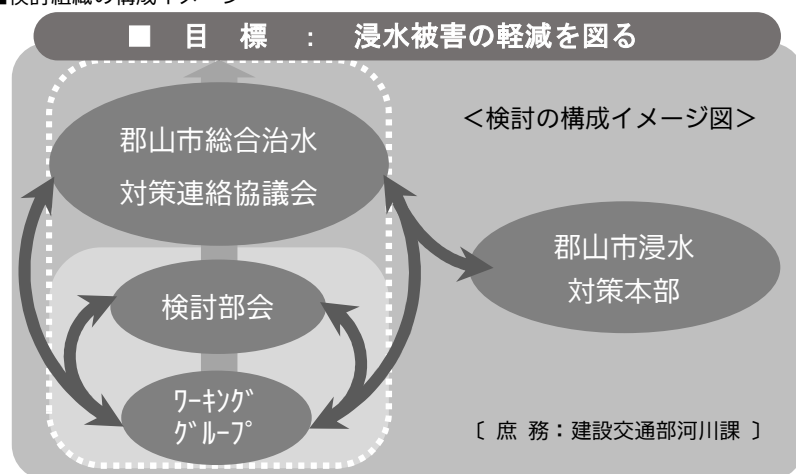
〔安積疏水一般平面図（安積疏水土地改良区）出典〕

検討の組織

本市の総合的な治水対策は、学識経験者や住民、企業・団体の代表者に加え関係行政機関と本市の職員で構成する「郡山市総合治水対策連絡協議会」において協議及び検討を行います。

また、本市では「浸水被害の軽減を図る」という同様の目的をもつ「郡山市浸水対策本部」を設置しているため、互いに連絡・調整を図りながら検討を進めます。

■検討組織の構成イメージ

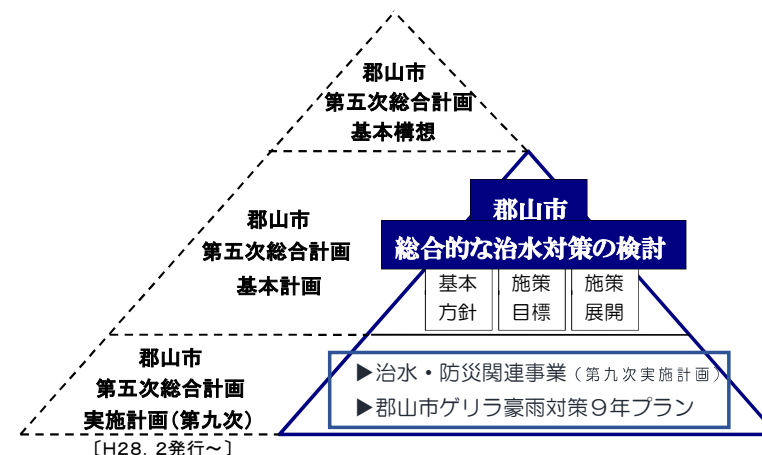


■検討組織の概要

名称	郡山市総合治水対策連絡協議会	検討部会 ワーキンググループ	郡山市浸水対策本部
目的 (要綱)	浸 水 被 害 の 軽 減 を 図 る		
	近年の降雨形態の変化及び都市化の進展に伴う都市型水害の発生による浸水被害の軽減を図る。		安全・安心に生活できるまちづくりを推進する。
組織	学識経験者 (4名) 企業・住民 (8名) 関係行政機関 (2名) 市関係部長 (4名) 18名	検討部会 (課長級) 23名 ワーキンググループ(担当級) 23名	本部長 建設交通部長 副本部長 次長級(8名) 本部員 (8名) 17名

検討の位置づけ

総合的な治水対策の検討は、「郡山市第五次総合計画」に基づくものであり、浸水被害の状況や地域の実情などを踏まえながら、浸水被害の軽減を図るための基本的な対策の検討を行い各種施策の推進を目指します。



▶治水・防災関連事業（郡山市第五次総合計画 第九次実施計画等）

郡山市第五次総合計画に基づく具体的実行施策をまとめている第九次実施計画（平成28年度～平成30年度）にも、多くの治水対策に関連する施策が位置付けられており、それら事業の推進に加えて新たな施策を展開することで治水の安全度を高めていきます。

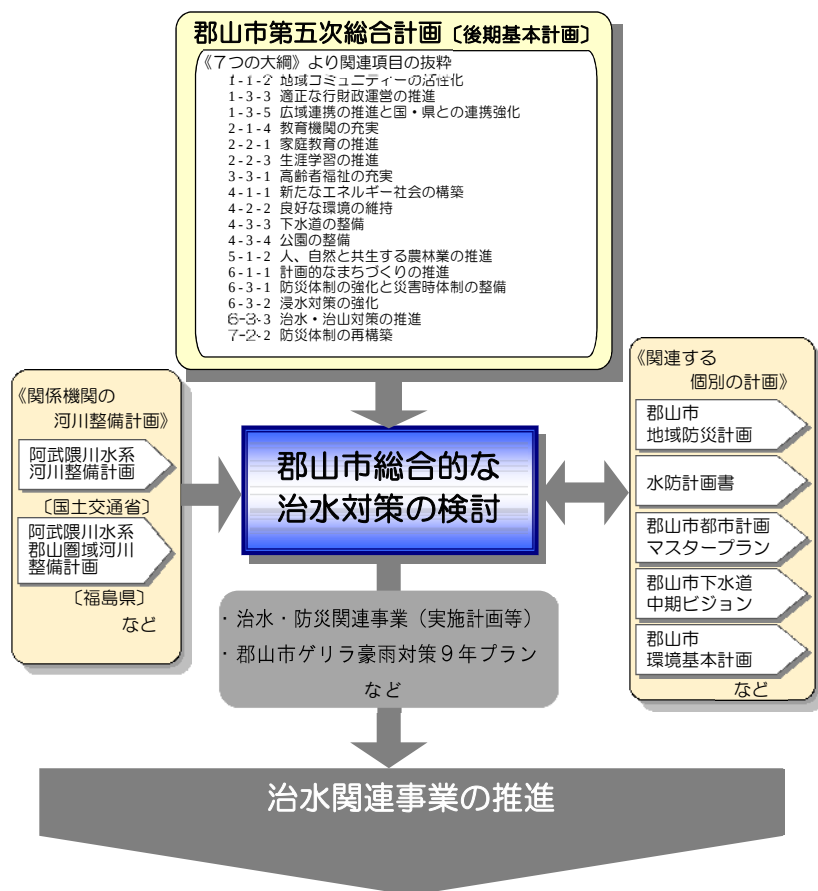
▶郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン

国土交通省の「100mm/h安心プラン」は、住民が安心して暮らせるよう地域における安全度の向上に寄与することを目的として、河川と下水道が連携して浸水被害を軽減する計画を策定し国に登録をすることで、優先的な支援が受けられる制度です。

本市では、この制度を活用するため局所的集中豪雨等による浸水想定エリアの被害軽減を図ることを目的とした「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」を策定し、平成26年9月に国の登録を受けました。本市の計画は、郡山駅前の中心市街地などを含む約790haが計画区域となっています。

他計画との関係

総合的な治水対策の検討は、「郡山市第五次総合計画」に基づき、関連する計画との整合を図りながら、浸水被害の軽減を目指して各種施策の展開に努めます。



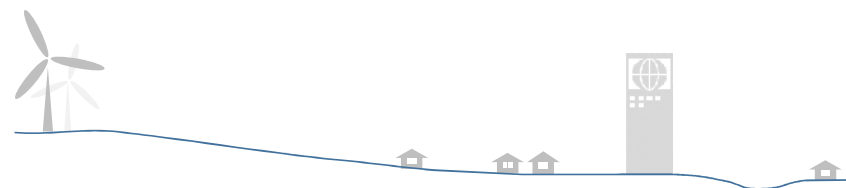
検討の目標と目的

治水対策は、その効果の発現までに相当の期間を要するため、対策施設の整備や住民意識の醸成、都市基盤施設の更新など、将来を見据えた水害に強いまちづくりを目指していきます。

また、郡山市総合治水対策連絡協議会設置要綱 第1条では「近年の降雨形態の変化及び都市化の進展に伴う都市型水害の発生による浸水被害の軽減を図り、もって住民が安心して暮らせるように地域における安全度の向上に資する」と規定しており、それを踏まえて、目標を「浸水被害の軽減を図る」と定め、将来的な目的として「水害に強いまちづくり」を目指すこととします。

目標 「 浸水被害の軽減を図る 」

目的 「 水害に強いまちづくり 」



関連計画の概要

▶ 郡山市第五次総合計画 後期基本計画

本市では、2008（平成20）年4月から「郡山市第五次総合計画」をスタートし、平成25年度からの後期基本計画においては、東日本大震災からの復興を力強く進めるとともに、まちづくりの主要課題に対応し、本市が目指す将来都市像の具現化に向けた取り組みを加速させるため、今後5年間のまちづくりの指針が策定されています。

●総合計画 将来都市像 「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」

● まちづくりの基本理念

- ① 市民が主役の郡山 ～市民の立場と視点で～
- ② 継続と創造 ～新しい開拓者の心で～
- ③ ハードよりソフト ～自然と人にやさしいまちづくり～
- ④ 選択と集中 ～効率的で効果的な運用を～

●基本構想（関連箇所抜粋）

大綱1 信頼の絆で結ばれた市民が主役の協働のまち

- ① 支え合い誰かが心の通うまち
 - 施策1-市民との協働によるまちづくり
 - ②協働のまちづくりを推進するための情報の共有
 - ④協働を推進するための仕組みの充実
 - 施策2-地域コミュニティの活性化
 - ①地域コミュニティ活動の支援と強化

大綱6 都市と自然が調和する快適で安全なまち

- ① 将来に向け計画的な視点で発展するまち
 - 施策1-計画的なまちづくりの推進
 - ①総合的な土地利用の推進
- ③ 誰もが安全・安心に生活できるまち
 - 施策1-防災体制の強化と災害時体制の整備
 - ①防災体制の強化
 - ⑥情報の迅速で効果的な発信
 - 施策2-浸水対策の強化
 - ①浸水対策の推進
 - ②浸水情報の周知
 - 施策3-治水・治山対策の推進
 - ①総合治水対策の推進

大綱7 手を取り合って明日を創るまち

- ② 新たな開拓者の心で復興を果たすまち
 - 施策2-防災体制の再構築
 - ①防災体制の強化
 - ②地域コミュニティ等との連携強化と防災教育の充実

▶ 郡山市都市計画マスタープラン 2015

都市計画は、健康で文化的な都市生活及び、機能的な都市活動を確保するため、都市の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるものです。

郡山市都市計画マスタープラン 2015 は、計画的な都市づくりを進めるための指針であり、本市を取り巻く社会情勢の大きな変化や都市計画に関連する各種法制度の改正等を踏まえ、今後を見据えた中長期的な都市計画の基本方針を定めています。

●将来都市構造 「郡山型 コンパクト & ネットワーク都市構造」

●都市づくり基本方針

- 方針 1 安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成**
- （1）安全・安心なまちづくり（セーフコミュニティへの取り組み）
 - （5）気候情報等を活用した浸水被害の軽減・震災対策の強化
- 方針 4 市街地と森林・田園との環境共生**
- （1）秩序ある土地利用の推進

●分野別方針

- 1 土地利用の方針

郡山市のまちづくりの将来都市構造である「郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造」の実現に向け、道路や公園、下水道などの都市基盤の有効活用や地域特性に考慮しながら、都市的な土地利用（住宅・商業・工業など）と自然的な土地利用（農地・森林・原野など）の調和のとれた計画的な土地利用を進めるとともに、**土地利用の誘導により、浸水被害や土砂災害等の災害リスクの回避を図っていきます。**
- 6 都市防災の方針

安全・安心なまちづくりを推進するため、地震や水害、土砂崩れなど様々な自然災害や都市火災に対応できるまちづくりを進めるとともに、災害発生時の避難・救命・防災活動を支える基盤の充実を図ります。

▶ 郡山市下水道中期ビジョン

●基本理念

「都市と自然が調和する 人と地球にやさしいまちづくり」

Ⅰ 安全な都市づくり

- 施策① 浸水対策**
1. 雨水幹線等の整備促進
 2. 総合的な浸水対策の促進
 3. 雨水流出抑制対策の促進

郡山市
総合的な
治水対策の検討